

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	1	事業名	内部被ばく検査・甲状腺検査事業	事業番号	(3)-23-1
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(43,926（千円） 44,841（千円）	全体事業費	79,545（千円）	

帰還環境整備に関する目標

原子力災害による全村避難の避難解除後、村への帰還者は 2 割強となかなか増えない現状。
原子力災害後の放射能の影響については、多くの村民が、不安を抱えながら生活を送っている。そのため、多くの村民が避難先に居ることから、村外での内部被ばく検査や甲状腺検査の体制をつくり、体内に蓄積した放射線量や甲状腺がんの検査、放射線リスク等に関する対話集会や情報提供の実施及び携帯型放射線測定器の配付等を行い、村民の放射線に対する理解を深めるとともに、村民各自の放射線管理の意識を高めることを推進するものである。

事業概要

放射線の影響による健康状態について、長期的視野をもって、検査を行い、経過を見守ることにより、被ばくによる将来的な健康被害を心配する村民の不安解消に資する。
(1) 内部被ばく検査については、①満 1 歳以上の全村民、②平成 23 年 3 月 1 日時点で、飯舘村民であった者を対象に、飯舘村が独自で購入し、社会医療法人秀公会あづま脳神経外科病院に設置しているホールボディカウンターを用いて実施する。
(2) 甲状腺検査については、①平成 23 年 3 月 1 日時点で、18 歳以下であった村民（平成 23 年 3 月 1 日以降に転出した者を含む）、②平成 4 年 4 月 2 日から平成 24 年 4 月 1 日までに生まれた者を対象に、超音波（エコー）検査を実施する。2 年に 1 度福島県が実施しない年度については飯舘村単独で実施する。令和 2 年度については、福島県が実施主体の年度であるが、県外避難者等検査を受けることが困難な方については村が検査体制をつくり実施する。

当面の事業概要

<令和 2 年度>
(1) 内部被ばく検査：検査対象者 275 人
(2) 甲状腺検査：検査対象者 20 人

地域の帰還環境整備との関係

飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。
飯舘村が、村民の放射能に関する理解を深め、各自の放射線管理の意識を高める事業を推進することは、村民自身で安心・安全を確認でき、放射能に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、村の帰還後、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うに当たって、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	村内放射線量モニタリング業務	事業番号	(3)-23-3
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	(349,818（千円）) 493,917（千円）	全体事業費		493,917（千円）	
再生加速化に関する目標					
平成27年6月17日に制定された「いいたて までの復興計画 第5版」の当面の取り組みに、「安心して生活できる徹底した放射線対策の推進」を掲げ、村への帰還事業の一環として「村内放射線に対する情報提供」を計画しており、住民の不安軽減と安心・安全の確保に寄与するとともに、そのことにより住民の早期帰還を促していく。					
事業概要					
東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、9年を経過しようとしている今も、多くの村民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。 空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」不安の声が多く寄せられていることから、放射線量のモニタリング対策を実施し、放射能への不安を少しでも和らげ、安全、安心な日常の生活の再生を加速する。					
1. 飯舘村放射線量等モニタリング調査事業					
◇事業内容					
・事故直後から村独自で実施している空間線量及び食品（農作物・土壌）等の各種モニタリング調査を継続する。					
①村内の宅地1箇所及び農地1箇所×20行政区の空間線量測定。					
②食品（農産物・土壌）等の各種モニタリング調査。					
※上記測定結果については、お知らせ版・HPで村民に周知する。					
2. 食品放射性物質測定委託業務事業					
◇事業内容					
・食品（農作物等）にかかる放射性物質不安を解消するために、各公共施設に配置している食品放射能スクリーニングシステムを運営する。					
3. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業					
◇事業内容					
・検査機器の信頼性と精度を高めるために、年1回の点検校正を実施する。					
食品放射性物質測定器校正（破壊式10台、非破壊式11台）					
4. 放射線量マップ作成業務委託					
◇事業内容					
・飯舘村内の道路、農地、宅地等の空間線量を測定し、放射線量マップを作成し、村民への放射線量状況を村内地図に落とし込み、各世帯に配布する。併せて、HPでも村民に周知する。					
当面の事業概要					
<令和2年度>					
1. 飯舘村放射線量等モニタリング調査事業（5,994千円）					
①村内の宅地1箇所及び農地1箇所×20行政区の空間線量測定。					
②食品（農産物・土壌）等の各種モニタリング調査。					
③非破壊式測定器管理及び測定などの住民指導					

④住民依頼による空間線量測定

直接雇用 モニタリング臨時職員 2名分 5,989 千円

2. 食品放射性物質測定委託業務事業 (33,246 千円)

・食品放射性物質測定委託業務事業 33,246 千円

3. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業 (6,189 千円)

・食品放射性物質測定器校正 (破壊式 10 台、非破壊式 11 台) 6,189 千円

4. 放射線量マップ作成業務委託 (98,670 千円)

・飯館村内の道路、農地、宅地等の空間線量を測定し、放射線量マップを作成し、村民への放射線量状況を村内地図に落とし込み、各世帯に配布する。併せて、HPでも村民に周知する。

歩行サーベイ 50mメッシュ、インターネット閲覧、マップ全戸配布 98,670 千円

地域の再生加速化との関係

飯館村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。

飯館村が、放射性物質不安を解消するために、放射線測定を行うことにより、村民が「戻る」「戻らない」の選択を行うにあたり、一人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	放射線相談支援事業	事業番号	(3)-24-1
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	63,685（千円） 80,185（千円）	全体事業費	80,185（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村は東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により全村避難となったが、平成29年3月末に1行政区を残し、避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除となり、現在、インフラ整備を始めとする、復興に向けたさまざまな取組を進めている。</p> <p>本事業では、村民が抱える放射線に関わる健康上の相談など今後の生活上の不安等に関する相談に応じる等の活動を通じ、村民の放射線等による心身の健康、居住環境も含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進及び飯舘村の再生に資することを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>村民への放射線の影響に関連し、心身の健康、居住環境の改善を含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進に資するため、以下の取組を行う。</p> <p>(1) 相談員等支援業務</p> <p>村民の放射線に関連する健康・生活上の不安に対し、社会福祉協議会の生活支援相談員や役場所属の健康相談担当職員等（以下「相談員等」という。）と連携して、相談員等による村民への個別訪問に同行・傾聴する。役場、社会福祉協議会、関係機関が村民のから悩みを聞く場を設ける場合にも、参加して相談に応じる。また、相談員等からの相談内容の聴取等により、放射線に関連する村民の問題意識を明らかにする。相談内容について、専門的知見が必要な内容は必要に応じて専門家に照会し、回答・対応方針を検討のうえ、相談員等と連携しつつ、検討結果を相談者へ訪問等により回答する。</p> <p>(2) 研修会等へ参加</p> <p>上記(1)の相談員等支援業務を通じて明らかになった、放射線等に関連する村民の問題意識を踏まえ、県や村が主催する研修会等へ参加し、また、関係機関による専門家との情報共有の場に参加するほか、村民主催による自発的な集会への要請があった場合も、可能な限り参加する。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和2年度></p> <p>継続して4名の人員配置により、帰還者、避難先居住者両方の村民への相談業務を実施する。業務の実施状況や関係機関との連携により、必要に応じ見直しを行う。</p>					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村に向けた不安解消が重要な課題の一つである。</p> <p>本事業は、村民が健康・生活上の安全・安心を確保すること、放射線の影響等に対する不必要な不安を抱かないことにつながり、1人でも多くの村民の帰村を促すことに資するものである。</p>					
関連する事業の概要					
<p>(1)放射線モニタリング事業（個人線量測定関連業務）、</p> <p>(2)健康とリスクコミュニケーション事業</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 1 月時点

N0.	47	事業名	農業基盤整備促進事業（飯舘西部その 2）		事業番号	(5)-42-2
交付団体		飯舘村	事業実施主体（直接/間接）		飯舘村（直接）	
総交付対象事業費		(1,619,302（千円）） 3,197,900（千円）	全体事業費		(1,619,302（千円）） 3,197,900（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理を行うことができなかったため農業用排水施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業基盤整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>						
事業概要						
(1) 事業の概要 長期間農用地等の適正管理ができなかったことから、用排水路の老朽化等により営農に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として農業用排水施設等の整備を行う。営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、平成 28 年度から令和 5 年度までの 8 ヶ年で整備に必要な測量設計及び農業用排水路工事等を実施し、農業者が営農再開できる環境整備を図る。						
(2) 事業実施内容						
〈第 15 回〉		〈第 21 回〉		〈第 22 回〉		
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		
・ 農業用排水施設等 L=5,470m		・ 農業用排水施設等 L=10,700m		・ 農作業道 L=401m		
・ 暗渠排水 A=9.6ha		・ 暗渠排水 A=130ha				
〈第 24 回〉		〈第 26 回〉		〈第 29 回〉（今回申請分）		
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		
		・ 農作業道 L=3,300m		・ 農業用排水施設等 L=22,830m		
				・ 暗渠排水 A=37.3ha		
				・ 客土 A=37.3ha		
(3) 復興計画への位置づけ 「いいたて までいな復興計画（第 1 版）（平成 23 年 12 月）」P23 基本方針⑤「までいブランドを再生する」 「いいたて までいな復興計画（第 5 版）（平成 27 年 6 月）」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」						
当面の事業概要						
〈第 15 回（H28～H29）〉		〈第 21 回（H30～R2）〉		〈第 22 回（H30）〉		
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		
・ 農業用排水施設等 L=5,470m		・ 農業用排水施設等 L=10,700m		・ 農作業道 L=401m		
・ 暗渠排水 A=9.6ha		・ 暗渠排水 A=130.0ha				
〈第 24 回（R1）〉		〈第 26 回〉（R1～R2）		〈第 29 回〉（R2～R5）今回申請分		
・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		・ 測量設計 一式		
		・ 農作業道 L=3,300m		・ 農業用排水施設等 L=22,830m		
				・ 暗渠排水 A=37.3ha		
				・ 客土 A=37.3ha		
地域の帰還環境整備との関係						
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設等の整備を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。						
関連する事業の概要						

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和2年1月時点

NO.	54	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘地区）	事業番号	(5)-40-3
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(46,917（千円）） 64,917（千円）		全体事業費	(46,917（千円）） 64,917（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ作付・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用水利施設等の保全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築および農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 本事業の対象となる地区は、平成23年3月11日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となつていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用水利施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。					
(2) 事業量 ・ 農業用排水施設等の保全管理 1) 農道 N=1式					
(3) 復興計画への位置づけ 「いいたて までのな復興計画（第1版）」P.24 基本方針⑤「まのいブランドを再生する」 「いいたて までのな復興計画（第5版）」P.68 営農再開「2.安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」					
当面の事業概要					
・ 農業用排水施設等の保全管理 1) 農道 道路巡回 84h、水路清掃 309㎡、農道草刈 111.0km、除草剤散布 40km、支障木伐採 1,510㎡ 舗装修繕 2t					
地域の帰還環境整備との関係					
本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設の保全管理を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県 (飯舘村) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	91	事業名	飯舘村簡易水道監視設備等整備事業	事業番号	(2)-20-3
交付団体	飯舘村	事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)		
総交付対象事業費	(827,119 (千円)) 827,119 (千円)	全体事業費	(852,119 (千円)) 860,394 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>原子力災害による全村避難以降、飯舘村は、平成 23 年 12 月に“村民一人ひとりの復興を目指す”ことを基本理念とする「いいたてまでいな復興計画 (第 1 版)」を策定し、その後半年毎に計画の見直しを実施しており、第 5 版まで策定しているところである。</p> <p>原子力災害により、住民の飲料水への安全意識は高まっているため、現在の本村水道施設設備に備わっていない放射性物質の監視機器、浄水濁度計測機器等を整備することで対応を行うことが急務である。</p> <p>そのため、既存の計測機器に加えて上記の新たな計測機器の監視を行うためには、既存の監視システムの全体的な改修が必要となるため、本事業により、新たに監視システムの構築を行い、帰還する住民の生活環境の向上、公衆衛生の向上等を図りたい。</p> <p>これにより、例えば大雨時の場合等に放射性物質が含まれる可能性のある濁水の流入を迅速に把握でき、自動で停止することはもとより、システムにより遠隔操作での停止も可能とすることで、放射線物質の生活用水への混入を未然に防ぎ、生活用水に対する不安払拭を図りたい。</p> <p>[いいたてまでいな復興計画 (第 2 版)] P15 帰村のための居住インフラ居住環境の整備 [いいたてまでいな復興計画 (第 5 版)] P14、43、45</p> <ul style="list-style-type: none">・生活再建に向け、包括的な住環境の整備・改善・日常生活のための住宅環境を回復、必要不可欠な住宅環境、インフラの整備 (上下水道の整備)					
事業概要					
○事業実施内容					
①調査・設計業務委託					
②監視設備等整備工事					
・中央監視システム改修工事 (中央監視装置 1 箇所、浄水場 4 箇所、ポンプ場 2 箇所)					
・水道原水放射性物質測定器整備 (浄水場 4 箇所)					
・原水濁度計整備 (浄水場 1 箇所)					
・浄水濁度計整備 (浄水場 4 箇所)					
・配水池緊急遮断弁整備 (浄水場 4 箇所)					
・非常用電源設備整備 (浄水場 3 箇所)					
・管末排水自動制御装置整備 (8 箇所)					
・配水管路・各戸給水マッピングシステム整備					

当面の事業概要	
<p><平成30～令和2年度> (第21回申請)</p> <p>(1) 積算業務委託</p> <p>(2) 監視設備等整備工事 (放射性物質測定機器ほか計測機器、緊急遮断弁整備、非常用電源設備、自動排水制御装置、監視システム改修)</p> <p>(3) 監視設備等整備工事監理業務委託</p> <p><令和2年度> (変更申請)</p> <p>(1) 配水管路・各戸給水マッピングシステム整備</p>	
地域の帰還環境整備との関係	
<p>飯舘村の再生・復興のためには、幅広い世代の村民の帰村が重要な課題の一つである。</p> <p>原子力災害による全村避難により、荒廃した住環境の整備に取り組み、住み慣れた村を再興することにより、より多くの村民、特に子育て世代の住民の帰村を促すものである。</p> <p>安全な水道水の確保、安定した配水と、放射線物質の不安払拭は、住民帰還の必要不可欠な条件であるため、本事業により水道施設監視設備等の強化とシステムの改修をし、安全・安心な水道水の配水を図る。</p>	
関連する事業の概要	
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	しいたてまでいな農業復興計画効果促進事業山林資源を活用した生業（なりわい）事業	事業番号	(5)-41-2-1
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	32,234（千円）	全体事業費	82,804（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村は面積の約 7 割が森林で、うち約 6 割は国有林、約 4 割が民有林・村有林等である。震災前から村民にとって森林は大変身近な存在であり、きのこや山菜のほか、しいたけ原木や木炭などの特用林産物や、パルプ材、建材など、様々な形で森林の恵みを自らの生活の糧としてきた。</p> <p>しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第 1 原子力発電所の事故により、本村の森林の多くが放射能による被害を受け、森林資源の活用が極めて困難な状況となっている。このため、本村における特用林産物について、その活用の基準と方法を確立すること等により基幹事業化を進め、帰還環境の整備を目指す。</p>					
事業概要					
<p>本村にとって、村民の生活の一部であった林産物生産活動の再生が今後の帰村者のみならず、新規転入者の増加を図るために必要不可欠である。</p> <p>事故から 7 年経過し、表皮や葉の再生も進み、それぞれの木によって放射能の濃度や分布が異なってきており、また事故後に成長した木は、放射性セシウムの土壌からの吸収も少ないことが考えられる。</p> <p>このため、本村において、盛んに生産されてきた特用林産物である、しいたけ及び木炭の生産再開を目指すこととし、原材料となる本村の森林資源（主にコナラ）が活用できるよう、その方法等を検討する。</p> <p>しいたけ栽培については、菌床栽培施設の導入による生産再開を目指すこととし、本事業では当該施設導入にあたっての実証事業を行う。</p> <p>また、炭焼き窯は、製炭作業施設としての役割だけでなく、村民交流の場として活用され、各集落の文化的施設として継承されてきたことから、炭焼き窯による製炭の再開を目指す。</p> <p>以上、これらの取組により、特用林産物の生産再興とともに、さらなる帰村環境の整備を目指す。</p>					
＜令和 元 年度＞					
① 山林資源の放射能状況調査					
② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験					
③ 仮設製炭炉による製炭試験					
＜令和 2 年度＞					
① 山林資源の放射能状況調査					
② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験					
③ 仮設製炭炉による製炭試験					
④ 特用林産物栽培施設及び炭焼き窯の設計用データ取りまとめ					
＜令和 3 年度＞					
① 山林資源の放射能状況調査及びデータ取りまとめ					
② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験及びデータ取りまとめ					
③ 仮設製炭炉による製炭試験及びデータ取りまとめ					

当面の事業概要	
令和2年度における実施予定	
① 山林資源の放射能状況調査	
② 原木を原材料とする菌床しいたけ等の栽培試験	
③ 仮設製炭炉による製炭試験	
④ 特用林産物栽培施設及び炭焼き窯の設計用データ取りまとめ	
関連する災害復旧事業の概要	
特になし	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	特用林産物生産施設整備事業
交付団体	飯舘村
基幹事業との関連性	
<p>純農山村である本村にとって、村民の生活と林産物生産活動の再生が今後の帰村者のみならず、新規転入者の増加を図るために必要不可欠である。</p> <p>よって、事故から7年経過し、表皮や葉の再生も進み、それぞれの木によって放射能の濃度や分布が異なっており、また事故後に成長した木は、放射性セシウムの土壌からの吸収も極めて少ないことが予測されることを踏まえた特用林産物栽培施設ならびに炭焼き窯を整備する。</p> <p>本事業では、しいたけの菌床栽培における実証を行う。この実証の結果の内容により、菌床栽培施設の仕様を確定したい。また製炭業についても製炭施設の仕様を、放射性物質に配慮した炭焼き窯による製炭実証試験を行う。</p> <p><令和4年度（予定）></p> <p>① 特用林産物栽培施設（菌床しいたけの栽培施設）建設</p> <p>② 炭焼き窯施設建設</p>	

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 1 月時点

NO.	101	事業名	飯舘村復興震災記録交流施設整備事業	事業番号	(1)-10-2
交付団体	飯舘村	事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）		
総交付対象事業費	(25,995（千円） 42,630（千円）	全体事業費	(574,169（千円） 573,804（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
<p>優良な既存ストックであり、地元でもなじみ深い小学校施設を地域の有効な資源として交流施設として活用し、大規模災害時に村内の避難所となる防災拠点施設として再整備するものである。</p> <p>また、平常時には、交流施設としての役割に加え、飯舘村の東日本大震災に関連する記録の展示や情報を発信することにより、村内外との地域間交流の活性化を促進する施設として合わせて活用する。</p> <p>再整備にあたっては、震災当時の面影を残すことにより、卒業生や震災当時の在校生、地域住民の思い出や記憶を繋げ、震災による全村避難により希薄となった地域コミュニティ及び多世代交流の再生・再構築を図ることにより、一人でも多くの村民の帰村につながる施設、また、地域間交流による移住・定住の促進する施設として整備する。</p> <p>この整備により、飯舘村の復興再生を促進するとともに、防災性の向上を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>廃校となる飯舘村旧飯樋小学校施設、敷地及び隣接する旧飯樋幼稚園施設について、大規模災害時には、村内の避難の拠点となる施設として、平常時には、飯舘村の復興震災記録の展示・情報発信することによる地域間交流施設として、再整備する。</p> <p>(2) 事業実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">・土木工事設計業務 1 式 <p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>【いいたてまでいな復興計画（第3版）】</p> <p>急ぎ取り組む4つの重点施策</p> <ol style="list-style-type: none">1 村内拠点の整備 <p>草野、飯樋、臼石の3地区を全ての村民のための拠点として再整備する。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和元年度></p> <ul style="list-style-type: none">・実施設計 ・測量 <p><令和2年度></p> <ul style="list-style-type: none">・土木工事設計 ・整備工事 ・整備工事監理					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業の導入によって、村の防災性の向上を図るとともに、地区コミュニティと多世代交流の再生・再構築が図られ、村内外との交流が促進されることにより、村内全体の復興再生につながる。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 1 月時点

NO.	102	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘東部その 1） 【基金型】	事業番号	(5)-40-7
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	142,858（千円）		全体事業費	142,858（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用施設の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用排水施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築及び農作業の効率化を図り、農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>本事業の対象となる地区は、平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用排水施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>特に当該地区については、平成 28 年度までに環境省直轄による農用地除染が完了しているものの、その後、農業用排水施設等の保安全管理を実施するための事業を一度も実施していない。このため、震災後初めての主食用米の作付けを再開するためには、早急に農業用排水施設等の適切な保安全管理を実施する必要がある。</p> <p>令和 2 年度は、農業用排水施設等の保安全管理及び補修を実施し、令和 3 年度当初に作付けを再開するエリアから整備を実施することにより、農業者が円滑に営農再開できる環境を構築する。</p>					
<p>(2) 事業実施内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業用排水施設等の保安全管理 一式・ 農業用排水施設等の補修 一式					
<p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて まいでいな復興計画（第 1 版）」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画（第 5 版）」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p>〈第 29 回（R2～R5）〉 今回申請分</p> <ul style="list-style-type: none">・ 除草及び土砂撤去 A=22,500 m²・ 頭首工補修 3ヶ所					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設等の保安全管理及び補修を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

福島県 (飯舘村) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 1 月時点

NO.	103	事業名	農業基盤整備促進事業 (飯舘東部その 2)	事業番号	(5)-42-7
交付団体	飯舘村		事業実施主体 (直接/間接)	飯舘村 (直接)	
総交付対象事業費	20,817 (千円)		全体事業費	20,817 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理を行うことができなかったため農業用排水施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業基盤整備を進めることにより、農作業の効率化を図り農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
<p>(1) 事業の概要</p> <p>長期間農用地等の適正管理ができなかったことから、農作業道の舗装道のひび割れ、陥没及び砂利道の浸食等により営農に支障をきたしていることを踏まえ、効率的な営農環境の整備として農業用排水施設等の整備を行う。営農再開に向けて早期の整備が必要なことから、令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 ケ年で整備に必要な測量設計及び農業用排水路工事等を実施し、農業者が営農再開できる環境整備を図る。</p> <p>(2) 事業実施内容</p> <p><第 29 回> (今回申請分)</p> <ul style="list-style-type: none">・測量設計 一式 <p>(3) 復興計画への位置づけ</p> <p>「いいたて までいな復興計画 (第 1 版) (平成 23 年 12 月)」 P23 基本方針⑤「までいブランドを再生する」</p> <p>「いいたて までいな復興計画 (第 5 版) (平成 27 年 6 月)」 P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
<p><第 29 回 (R2~R5)> 今回申請分</p> <ul style="list-style-type: none">・測量設計 一式					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水路等の整備を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。</p>					
関連する事業の概要					
特になし。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1 - 3)

福島県（飯舘村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 2 年 1 月時点

NO.	46	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業（飯舘西部その 1） 【基金型】	事業番号	(5)-40-1
交付団体	飯舘村		事業実施主体（直接/間接）	飯舘村（直接）	
総交付対象事業費	(1, 106, 292（千円）） 1, 144, 775（千円）		全体事業費	(1, 106, 292（千円）） 1, 144, 775（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
<p>飯舘村では、原発事故により全村避難を余儀なくされ、作付け・出荷・摂取制限の状況が続き、長期間農用地等の適切な管理をすることができなかつたことから農業用排水施設等の機能低下が進んでおり、営農再開の大きな支障となっている。</p> <p>そのため、本事業を導入し農業用排水施設等の保安全管理を進めることにより、速やかに営農再開が実現できる状況の構築及び農作業の効率化を図り、農業者の営農意欲を向上させることで、住民の帰還促進及び地域農業の再建を図るものである。</p>					
事業概要					
(1) 事業の概要 <p>本事業の対象となる地区は、平成 23 年 3 月 11 日発災の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故による影響により長期間の避難指示区域となっていたため、農地等の適正な管理ができなかつた地区である。当該地区では雑草の繁茂など農地や水利施設周辺の荒廃により、降雨による農地洗掘や排水路への農地土壌の流出、農地の冠水が生じており、早期の営農再開を企図する農業者にとって大きな障害となっているため、農業用排水施設等の整備、修繕を行うことにより、営農を再開できる環境を整備する。</p> <p>特に当該地区については、平成 28 年度までに環境省直轄による農用地除染が完了しているものの、その後、農業用排水施設等の保安全管理を実施するための事業を一度も実施していない。このため、震災後初めての主食用米の作付けを再開するためには、早急に農業用排水施設等の適切な保安全管理を実施する必要がある。</p> <p>令和 2 年度は、農業用排水施設等の保安全管理及び補修を実施し、令和 3 年度当初に作付けを再開するエリアから整備を実施することにより、農業者が円滑に営農再開できる環境を構築する。</p>					
(2) 事業実施内容 <ul style="list-style-type: none">・ 農業用排水施設等の保安全管理 一式・ 農業用排水施設等の補修 一式					
(3) 復興計画への位置づけ <p>「いいたて まいでいな復興計画（第 1 版）」P23 基本方針⑤「まいでいブランドを再生する」、「いいたて まいでいな復興計画（第 5 版）」P67、68 営農再開「2 安全・安心な農作物を作付できる環境を整える」</p>					
当面の事業概要					
＜第 15 回（H28～H29）＞		＜第 21 回（H30～H32）＞			
・ 除草及び土砂撤去 A=156, 667 m ²		・ 除草及び土砂撤去 A= 93, 000 m ²			
・ 頭首工補修 2 ヶ所		・ 頭首工補修 13 ヶ所			
		・ 揚水機補修 2 ヶ所			
		・ ため池補修 10 ヶ所			
＜第 24 回（H31～H32）＞		＜第 29 回（R2～R5）＞ 今回申請分			
・ 除草及び土砂撤去 A=219, 900 m ²		・ 除草及び土砂撤去 A= 11, 400 m ²			
・ 頭首工補修 15 ヶ所		・ 頭首工補修 2 ヶ所			
・ 揚水機補修 3 ヶ所					
・ ため池補修 10 ヶ所					
地域の帰還環境整備との関係					
<p>本事業導入によって、本格的な営農再開に向けた農業用排水施設等の保安全管理及び補修を行うことで、住民の早期帰還を促進し、営農再開による地域の農業振興並びに地域再生を図る。</p>					
関連する事業の概要					

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	